道路等の管理及び処分に関する事務処理細則

（趣　旨）

第　１　条　この細則は、道路等の管理及び処分に関する事務処理要領（以下「要領」という。）第２３条の規定により同要領の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（申請書）

第　２　条　申請書は、次の各号に掲げる様式とする。

⑴　第　５　条　－　道路敷地寄附申請書（様式１）

⑵　第　７　条　－　水路敷地寄附申請書（様式２）

⑶　第　９　条　－　道路付替えに伴う土地の交換（寄附・売払い）申請書（様式３）

⑷　第１１条　－　水路付替えに伴う土地の交換（寄附・売払い）申請書（様式４）

⑸　第１３条　－　道路敷地売払い申請書（様式５）

⑹　第１５条　－　水路敷地売払い申請書（様式６）

（土地面積調書）

第　３　条　土地面積調書は様式７とし、寄附、交換又は売払いにより、市又は申請人が取得する土地毎に記載するものとする。

（案内図）

第　４　条　案内図は、縮尺１／２５００以上で、申請の目的となる私道、私有水路又は既存道路、既存水路（以下「申請箇所」という。）の位置が判別できるものとする。

（公図写し）

第　５　条　公図写しは、不動産登記法第１７条に規定する地図又はこれに準ずる図面の写しであり、申請箇所の周辺の土地所在も判別できるもので、法務局における図面番号及び転写の年月日を記載するものとする。

（実測求積平面図）

第　６　条　実測求積平面図は、縮尺１／２５０以上のもので、次によるものとする。

⑴　測量の年月日及び測量者の資格氏名印を押印すること。

⑵　申請人及び各筆毎に求積し、面積計算書を記載又は添付すること。

（土地境界確定図）
第　７　条　土地境界確定図は、申請箇所と既存道路又は既存水路に接する部分、その他申請に関連する部分の抄本であるものとする。

（道路付属物及び占用物件の表示図）
第　８　条　道路付属物及び占用物件の表示図は、縮尺１／２５０から１／５００までの範囲内のものとする。
２　申請箇所が相当以前に築造された私道又は私有水路である場合、前項の図面は省略できるものとする。

（私道、私有水路に関する図面）
第　９　条　私道、私有水路に関する図面は次によるものとする。
⑴　平面図は、縮尺１／２５０から１／５００までの範囲内のものであること。
⑵　構造図は、縮尺１／２０から１／５０までの範囲内のものであること。
⑶　縦断図は、縦は縮尺１／１００、横は縮尺１／５００のものであること。
⑷　横断図は、縮尺１／１００以上のものであること。
２　申請箇所が相当以前に築造された私道又は私有水路である場合、前項の図面は省略できるものとする。

（図面の着色）
第１０条　公図写し及び実測求積平面図は、次により着色するものとする。
⑴　寄附又は付替えに伴い交換する私道、私有水路は、赤色とする。
⑵　売払い又は付替えに伴い交換する既存道路、既存水路は、黄色とする。
⑶　既存道路は茶色とする。
⑷　既存水路は青色とする。
⑸　青地等の官地は緑色とする。

（地積測量図）
第１１条　申請箇所の地積測量図が、法務局に保管されている場合は、その写しを添付するものとする。

（境界承諾書）
第１２条　申請書に添付する境界承諾書は、次によるものとする。
⑴　要領第５条第１３号、第７条第１０号に定める境界承諾書は様式８とする。
⑵　要領第９条第１２号、第１３号及び第１１条第１２号、第１３号に定める境界承諾書の様式は、様式９とする。
⑶　要領第１３条第１２号、第１５条第１２号に定める境界承諾書は様式１０とする。
２　川崎市道水路台帳平面図の補正において、様式１０は、土地境界確定等取扱規則（昭和２７年５月２０日規則第１０号）第６条に定める承諾書（第３号様式）とみな

すものとする。

（同意書）
第１３条　申請書に添付する同意書は、次によるものとする。
⑴　要領第９条第９号、第１１条第９号及び第１３条第１０号、第１５条第１０号に定める同意書は様式１１又は様式１１－２とする。
　なお、土地と家屋の所有者が同一人の場合、家屋所有者の同意書は、省略することができるものとする。
⑵　要領第９条第１０号、第１１条第１０号及び第１３条第１１号、第１５条第１１号に定める同意書は様式１２とする。
　なお、印鑑証明書は不要とする。

（登記簿謄本の省略）
第１４条　土地所有者と当該土地上の家屋の所有者が同一人の場合、家屋登記簿謄本は省略できるものとする。

（申請人承継の届出書）
第１５条　要領第２０条に定める届出書は様式１３とする。

（取り下げ書）
第１６条　要領第２４条に定める取り下げ書は様式１４とする。

（提出物）
第１７条　申請書等は次のとおり整理し、提出するものとする。
(1)　電子媒体で提出するもの
　提出物は、申請書及び必要な添付書類をＰＤＦにしたものを電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に格納し、１部提出すること。
　電子媒体の表面には、「道路敷地寄附申請書」等のタイトル、申請人名、位置を明記すること。
(2)　紙媒体で提出するもの
　Ａ４サイズのフラットファイルに、申請書、同意書、境界承諾書及びこれらに添付が必要な書類、登記用図書の順に綴り、正本１部を提出すること。
　フラットファイルの表紙、背表紙には、「道路敷地寄附申請書」等のタイトル、申請人、位置を明記すること。

附則
　この細則は、平成１３年５月１日より施行する。
　この改正細則は、平成１９年４月１日より施行する。
　この改正細則は、平成２２年４月１日より施行する。

この改正細則は、平成２４年４月１日より施行する。
この改正細則は、平成２６年４月１日より施行する。
この改正細則は、平成３０年４月１日より施行する。
この改正細則は、令和２年４月１日より施行する。
この改正細則は、令和５年４月１日より施行する。
この改正細則は、令和５年８月１日より施行する。
この改正細則は、令和６年４月１日より施行する。
この改正細則は、令和７年４月１日より施行する。

道路（水路）敷地売払い 申請書類

		道路	水路	紙	CD-R等
申請書		○	○	○	PDF
⑴ 申請人の印鑑証明書（本人確認及び契約時の印影照合のため）		○	○	○	PDF
⑵ 申請人又は同意をなしたる者が法人の場合、資格証明書		○	○	—	PDF
⑶ 案内図		○	○	—	PDF
⑷ 土地面積調書		○	○	—	PDF
⑸ 公図写し		○	○	—	PDF
⑹ 実測求積平面図		○	○	—	PDF
⑺ 土地境界確定図		○	○	—	PDF
⑻ 既存道路の沿道土地及び家屋調書		○	—	—	PDF
既存水路の沿線の土地調書		—	○	—	PDF
⑼ 既存道路の沿道土地及び家屋登記簿謄本		○	—	—	PDF
既存水路の沿線の土地登記簿謄本		—	○	—	PDF
⑽ 沿道土地及び家屋所有者等の同意書及び印鑑証明書		○	○	○	PDF
⑾ 町内会長の同意書		○	—	○	PDF
生産組合長の同意書		—	○		
⑿ 売払いの後、民有地となる土地と既存道路等との境界承諾書		○	—	○	PDF
売払いの後、民有地となる土地と既存水路等との境界承諾書		—	○		
⒀ 現況写真		○	○	—	PDF
⒁ 既存道路の占用物件調書		○	—	—	PDF
⒂ 既存道路の道路付属物及び占用物件の表示図		○	—	—	PDF
⒃ 登記用図書	ア 公図写し	○	○	○	PDF
	イ 土地所在図	○	○	○	PDF
	ウ 地積測量図	○	○	○	PDF
	エ 不動産調査報告書 （現況及び境界標写真添付）	○	○	○	PDF
⒄ その他必要な図書		△	△	△	PDF

※電子媒体には、「道路（水路）敷地売払い申請書」、位置、申請人を明記すること。

※PDF媒体はA4又はA3とする。ただしA3で納まらない場合は、複数枚で作成し、全体図面も格納すること。

※修正データを格納する場合は「ファイル名＋修正年月日」とすること。　（例） 〇〇〇〇_20231124修正

※提出する電子媒体は必ずウイルスチェックを行うこと。

道路（水路）敷地寄付 申請書類

		道路	水路	紙	CD-R等
申請書		○	○	○	PDF
⑴ 申請人が法人の場合、資格証明書		○	○	—	PDF
⑵ 案内図		○	○	—	PDF
⑶ 土地面積調書		○	○	—	PDF
⑷ 公図写し		○	○	—	PDF
⑸ 実測求積平面図		○	○	—	PDF
⑹ 土地境界確定図		○	○	—	PDF
⑺ 私道の土地登記簿謄本		○	—	—	PDF
私有水路 の土地登記簿謄本		—	○	—	PDF
⑻ 現況写真		○	○	—	PDF
⑼ 道路付属物及び占用物件の表示図		○	—	—	PDF
⑽ 私道に関する図面		○	—	—	PDF
⑾ 既存道路の沿道土地調書		○	—	—	PDF
⑿ 既存道路の沿道土地登記簿謄本		○	—	—	PDF
⒀ 私道と民有地との境界承諾書		○	—	○	PDF
私有水路と民有地との境界承諾書		—	○		
⒁ 登記用図書	ア 土地登記承諾書	○	○	○	PDF
	イ 登記原因証明情報	○	○	○	PDF
	ウ 印鑑証明書	○	○	○	PDF
⒂ その他必要な図書		△	△	△	PDF

※電子媒体には、「道路（水路）敷地寄付申請書」、位置、申請人を明記すること。

※PDF媒体はA4又はA3とする。ただしA3で納まらない場合は、複数枚で作成し、全体図面も格納すること。

※修正データを格納する場合は「ファイル名＋修正年月日」とすること。　（例） 〇〇〇〇_20231124修正

※提出する電子媒体は必ずウイルスチェックを行うこと。